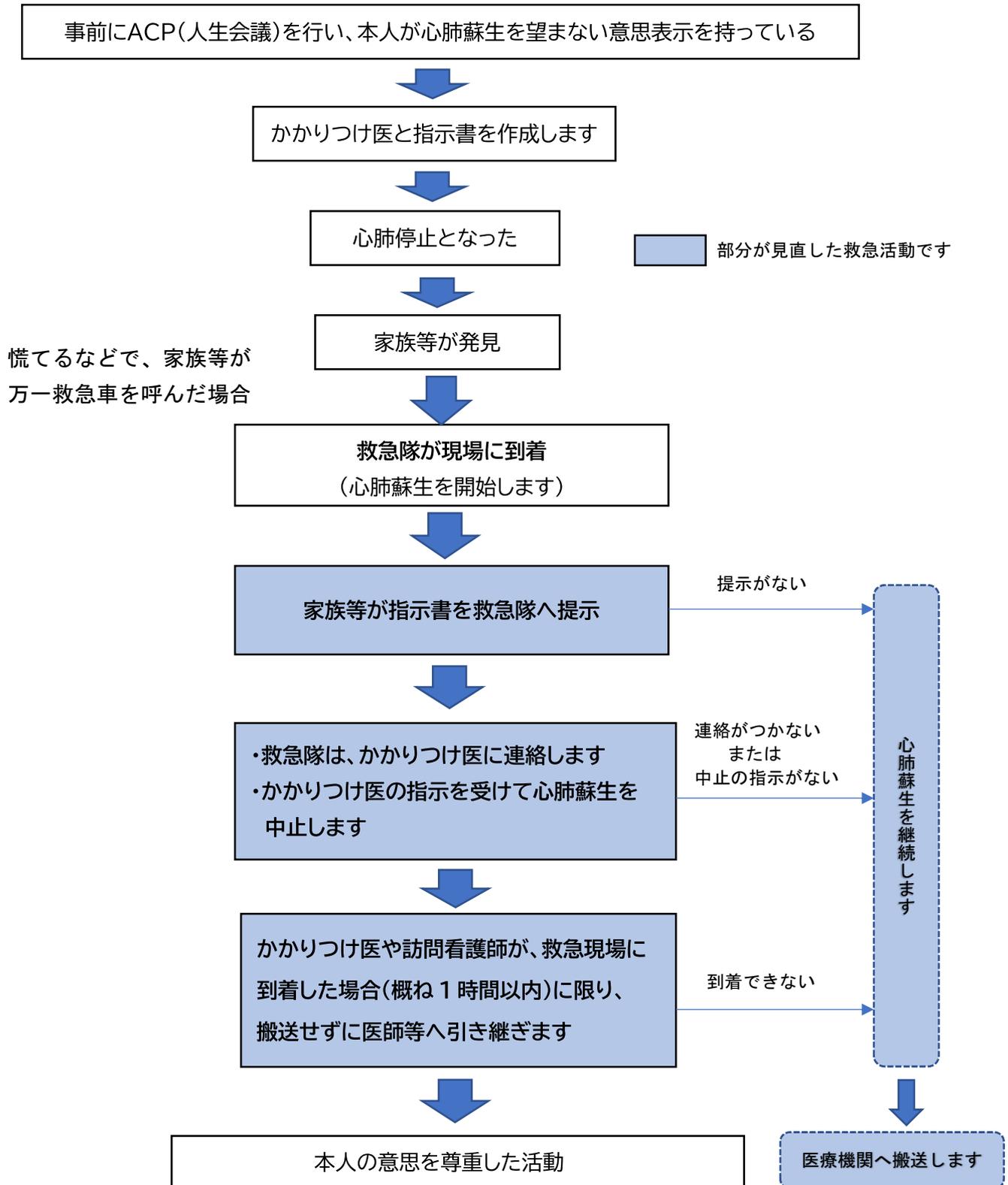


心肺蘇生を望まない方への救急活動の流れ



※ただし、以下の場合には、心肺蘇生を行う活動となります。

- ・交通事故・自傷・異物による窒息などの外因性によって心肺停止が疑われる場合や、救急現場に心肺蘇生の実施・継続を求める方がいる場合。